

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への 追加の給付金（不足額給付）のご案内

「不足額給付」とは？

「不足額給付」とは、下記のⅠ・Ⅱにより、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じた方に、**追加で給付を行うもの**です。

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

Ⅰ 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給**

例

○令和5年と令和6年で所得が大きく変動した場合

- ・令和5年所得よりも令和6年所得が減少した場合。（退職など）
- ・令和6年分所得税が新たに発生した場合。（新社会人など）
- ・税の修正申告により、令和6年度分個人住民税所得割額が減少した場合。
- ・令和5年所得は1,805万円超だったが、令和6年所得は1,805万円以下だった場合。

○令和6年中に扶養親族が増えた場合

- ・子どもの出生など、扶養親族が増えた場合。

Ⅱ 本人としても扶養親族等としても定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方（原則4万円※）※扶養状況、調整給付の状況により異なります

例

- ・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≒本人として定額減税対象外）
- ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方や、合計所得金額48万円超の方（≒扶養親族等としても定額減税対象外）
- ・低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

給付までの流れ

申請書
を
提出

審査

対象となった方へは
支給決定通知を郵送

金額・口座等に変更がなければ、申請いただいた口座
に後日振込み

対象外となった方へは
不支給決定通知を郵送

申請手続きは裏面へ！

給付金の申請手続き

・給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

令和7年9月30日（火）までに、申請してください。

・窓口または各務原市のHPに添付されている申請書に必要な資料を添えて、下記提出先（★）へご提出ください。提出方法は来庁・郵送どちらでも構いません。

どんな書類を提出したらいいの？

スタート！

令和6（2024）年1月1日から引き続き各務原市にいた

はい

下記①を提出してください！

いいえ

令和6（2024）年1月2日以降に、国内の他市町村から各務原市に引越してきた

はい

下記①・②を提出してください！

いいえ

海外から入国された方：下記①・③を提出してください！

【申請に必要な書類】

①【給付を受けようとする方】

- 調整給付金（不足額給付金）申請書
- 本人（代理人）確認書類の写し（コピー）
- 受取口座を確認できる資料の写し（コピー）
- 『令和5年分および6年分の源泉徴収票 または 確定申告書』などの写し（コピー）
- 専従者の方は『事業主の令和5・6年分所得税の確定申告書（決算書・収支内訳書） または 令和5・6年分青色事業専従者給与に関する届出書』などの写し（コピー）

本人確認書類

マイナンバーカード・運転免許証（運転経歴証明書）・在留カード・障害者手帳 等

受取口座確認書類

通帳やキャッシュカード等の、**銀行名・口座番号・名義人が確認できる部分の写し**

②【他の市町村から転入してきた方（①に追加）】

- 『調整給付金の支給確認書』または『支給決定通知書』の写し（コピー）※対象となった方
- 『低所得世帯向け給付金の支給確認書』または『支給決定通知書』の写し（コピー）※世帯主（世帯員）として受給した方
- 『令和6年度個人住民税の納税通知書、特別徴収税額通知書、(非)課税証明書』などの写し（コピー）

③【令和6年に入国した方（①に追加）】

- 入国時の自治体の住民票の写し（コピー）

その他

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の**「振り込め詐欺」**や**「個人情報の詐欺」**にご注意ください！

※内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一体措置もご覧ください

不足額給付

検索

給付金・定額減税一体措置

検索



(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)

申請書のダウンロードは
こちらのHPから↓



★書類提出先

定額減税補足給付金（不足額給付）窓口

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市役所本庁2階

○ご不明な点はお問い合わせください【コールセンター】

☎（058）201-2393（受付8:30～17:15 土・日・祝日除く）